

情報資産を取り扱う業務委託契約事項

1 情報セキュリティ体制の整備

以下を整備し、市へ関係する文書を提出すること。

(1) 受託者は、市に対して本契約の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出ること。

市が、作業従事者に身分証明書の提示を行った際は速やかに提示ができるようにすること。

(2) 受託者は、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制、対応方法について明示すること。

(3) 受託者は、作業従事者に対し情報セキュリティ対策について教育を行うこと。市が求めた場合は、教育の記録を提示すること。

(4) 受託者は、市と協議のうえ、作業従事者ごとの作業場所、業務、情報資産等のアクセス制限を定めること。

(5) 受託者は、第三者が提供するサービスを利用している場合、サービスレベルの達成状況及びセキュリティ上の要求事項が適切に実行されていることを監査または検査などで確認し、市に報告すること。

2 情報資産の取り扱い

(1) 取り扱い

受託者は、市が決定した情報資産の分類に基づき、市と同様に情報資産の取り扱いを行うこと。

ア 情報資産の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止すること。

イ 業務上必要のない情報資産を作成しないこと。

ウ 情報資産を必要以上に複製及び配布しないこと。

エ 業務以外の目的に情報資産を利用しないこと。

オ 市が決定した情報資産分類の価値が高い情報資産は、施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

その他の情報資産は、必要に応じて施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

(2) 搬出入

受託者は、市が提供した情報資産の搬出入が必要な時には、事前に市の承認を得ること。

また、情報資産の暗号化等の技術を活用し、盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施すること。

(3) 記録

市が提供した情報資産の内容及び交換・持ち出し等の履歴に関しては記録すること。

(4) 記録媒体の制限

受託者は、市が提供した情報資産の不正な持ち出しや不適切な情報の混入を防止するため、業務に使用する記録媒体を制限すること。

(5) 市が提供した情報資産の返還・廃棄

受託者は、市が提供した情報資産等について本契約終了後、速やかに市に返却するか、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。

(6) 記録媒体等の修理・廃棄

受託者は、市が提供した情報資産が含まれる記録媒体を有する機器を修理・廃棄する必要がある場合は、事前に内容を消去できる場合を除き修理又は廃棄事業者と機密保持義務を設けるとともに、廃棄時は情報資産の磁気破壊装置や消去専用ソフトによる消去、または物理的破壊等を行い、その旨を書面で報告すること。

(7) 情報機器の持ち込み

受託者は、業務履行のため受託者が所有する業務用パソコン等の情報機器を市の機密区域及び業務区域に持ち込む必要がある場合は、文書をもって市の承認を受けること。また、持ち込み機器を市の機器もしくはネットワークと接続する必要がある場合については、市の情報セキュリティ対策に準じた対策を図り、その対策内容を提出して承認を得ること。

3 守秘義務

受託者は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

4 市による監査・検査

市が、受託者に対して本契約内容における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う際に、受託者は、市の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力すること。

5 情報セキュリティインシデント発生時の対応

受託者は、個人情報の漏えい、紛失、盗難、誤送信等の事故が発生し、又はそれらの疑いがあるときは、適切な措置を取るとともに、至急、市に報告すること。

また、市が情報セキュリティインシデントについて公表する際は協力すること。